

業務の運営に関する規程

事業所名 株式会社マーケティングフォースジャパン

求人の受付について

1. 本所は、取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申し込み下さい。但し、紹介の実施について緊急の必要がある場合には、電話、郵便、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人の申し込みの際には、従事することとなる業務の内容、就業場所、雇用契約期間、労働時間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件を可能な限り具体的に書面の交付により明示して下さい。但し、紹介の実施について緊急の必要がある場合には、書面の交付以外の方法（電話、郵便、ファックスまたは電子メール）による明示でも差し支えありません。
4. 求人の受付事務費用は、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました事務費用は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

求職の受付について

1. 本所は取扱業務の範囲に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理します。ただし、その申し込みの内容が法令に違反している場合には受理しません。
2. 求職の申し込みには、ご本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申し込みください。
3. 求職の受付手数料は、取扱業務のうちマネキンに限り別表の料金表に基づき申し受けます。

紹介について

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由を踏まえ、その御希望と能力応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
3. 紹介に際しては、求職の方に、従事することとなる業務の内容、就業の場所、雇用契約期間、賃金額、社会保険の適用の有無等、雇用条件をあらかじめ書面の交付により具体的に明示します。但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付ができないときは、あらかじめ書面の交付以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申し込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をおとりいたします。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている求人者への紹介を一時中止いたします。
7. 就業が決定しましたら、求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

苦情の申出について

1. 当紹介所の紹介した求人の内容、求職者に関すること、あるいは当紹介所の対応等に関する苦情については、職業紹介責任者、山本喜一が承ります。
2. 苦情に関しては、関係者との連携のうえ、適切かつ迅速に対応いたします。
3. 関係法令に照らし違法又は不法な内容を含む苦情等、専門的な相談援助を必要とする場合は、関係行政機関等と連携の下に対応いたします。

その他

1. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対してその報告をしてください。又雇用関係が終了したとき及び紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告してください。
2. 本所が職業安定法関係法令に違反したために損害を受けた方は、別に本所から法務局へ供託してある保証金から所定の手続きを経て、損害の補償を受けることができます。
3. 本所は、求職者又は求人者から知りえた個人的な情報は全て秘密としてこれを他に漏らしません。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
5. 本所の取扱業務の範囲は下記のとおりです。
6. 本所の業務の運営については、大綱以上のとおりであります。本所の業務は、全て職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されていますので、ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

有料職業紹介事業の業務範囲

専門的・技術的職業	農林水産・食品技術者、機械・電気技術者、情報処理技術者、その他の技術者
管理的職業	会社・団体の管理職員、その他の管理的職業
事務的職業	
販売の職業	
製造・製作の職業	精穀・製粉・調味食品製造、食料品製造、飲料・たばこ製造
職業安定法施行規則附則第1条第4項に規定されるマネキン	
近畿地区、中国四国地区、九州地区、中部地区、北陸地区	

手 数 料 表

届出制手数料に関する手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付けるときの事務費用	6 7 0 円
求人・求職の申し込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 5 0 %
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 5 0 %
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 7 0 0, 0 0 0 円 活動 1 日あたり 5 0, 0 0 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 5 0 %
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 5 0 %

(注) 紹介手数料が求職者の賃金の **50／100** (同一事業主が継続雇用した場合、1 年間の賃金額を算定基礎) を超える場合は、**50／100** を限度とする。

取扱職業のうちマネキンに係わる受付手数料

1. 受付手数料
- 求人（取扱職業のうちマネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。
- 求人の受付 1 件につき 6 7 0 円（消費税相当分を含む）を求職者から
- ただし同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 ヶ月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

(注) 「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。したがって、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。